

隠 監 第 8 号

令和6年8月30日

隠岐の島町長

池 田 高 世 偉 様

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘 

同 米 澤 壽 重 

令和5年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の
審査意見等について（報告）

地方自治法第233条第2項の規定により令和6年8月1日付隠総第98号にて審査に付された令和5年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

併せて、地方自治法第241条第5項の規定による「基金の運用状況の審査」、財政健全化法第3条第1項の規定による「普通会計の財政健全化審査」を実施したので報告いたします。

令和５年度隠岐の島町一般会計・特別会計 歳入歳出決算の審査意見

第１ 審査の概要

１、審査の対象

令和５年度における会計管理者所属の下記に掲げる一般会計ほか特別会計の全１３会計の決算を対象とした。

(１) 一般会計

(２) 特別会計

- ①国民健康保険事業勘定特別会計
- ②国民健康保険施設勘定（中村診療所）特別会計
- ③国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計
- ④国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計
- ⑤下水道事業特別会計
- ⑥駐車場事業特別会計
- ⑦訪問看護事業特別会計
- ⑧布施へき地診療施設事業特別会計
- ⑨五箇へき地診療施設事業特別会計
- ⑩中財産区特別会計
- ⑪後期高齢者医療保険事業特別会計
- ⑫国民健康保険施設勘定（西郷歯科診療所）特別会計

２、審査の期間

令和６年８月１日から同年８月２９日まで

うち審査実施日（登庁による事業主管課等の調査実施日）

８月 １日（木）	８月 ２日（金）
８月 ５日（月）	８月 ２２日（木）
８月 ２３日（金）	８月 ２８日（水）
８月 ２９日（木）	以上７日間

なお、期間中の８月２日(金)は、別途監査依頼された水道事業会計の決算審査を中心に行った。また、８月１９日(月)と８月２０日(火)の例月出納検査時にも必要に応じて審査を行った。

3、審査の手続き

決算審査に当たっては、町長から提出された「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」について、計数に誤りはないか、財政運営は健全か、財産管理は適切か及び予算の執行については関係法令に従って効率的になされているか等に主眼をおき、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合、その他必要と認める審査手続きを隠岐の島町監査基準に準拠して実施した。

審査は、歳入においては調定額と収入未済額についての調書を提出依頼し収入未済額と、その内容を確認し、また予算現額と収入済額との差額の発生理由や前年度決算における収入未済額と調定額との整合性について調査及び担当職員の聴取を行った。

歳出においては予算の未執行及び不用額が多額な科目や事業についての調書を提出依頼するとともに、一般会計から特別会計への繰出金や基金の状況についても調査及び担当職員の聴取を行った。

第2 審査の結果

1、 決算計数について

審査に付された一般会計及び特別会計の「歳入歳出決算書」「歳入歳出決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」及び「財産に関する調書」の計数は、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りの無いものと認められた。

2、財政状況について

(1) 一般会計について

令和5年度の一般会計の最終予算額は191億7,828万4千円で、決算額は

歳 入 181億2,030万6千円

歳 出 177億7,999万7千円

差 引 3億4,030万9千円 であった。

歳入額、歳出額ともに前年度を下回った令和5年度の一般会計決算の特徴は、①公債費の繰上げ償還の実施、②財源に多額な基金からの繰入金、③繰越明許費等の事業費、事業件数の増、④診療所特別会計などの繰出金の調整がある。詳細については該当項目で取り扱う。

「別表① 一般会計決算額年度比較」(資料 p 1)は、現年度分と繰越明許費等の予算額と決算額、その収入率と執行率など、及び基金総計の前年度との比較を示す表である。

表-3 の年度比較、及び表-4 の対前年度伸び率のとおり、現年度分の予算額は約 10 億円、歳入・歳出決算額は約 9 億円それぞれ対前年比 5%超の減額となっている。繰越明許費等(繰越明許費事業と事故繰越事業)では歳入・歳出ともに予算額も決算額も大幅な増額であったが、結果、予算総額では 8 億 9,848 万 8 千円 4.5%の減となり、決算額でも歳入では 7 億 2,980 万 4 千円 3.9%、歳出でも 7 億 4,269 万 6 千円 4.0%とそれぞれ減となった。

歳入歳出の差引額(形式収支額)3 億 4,030 万 9 千円から翌年度へ繰越すべき財源(繰越明許費など)7,142 万 6 千円を差し引いた 2 億 6,888 万 3 千円が実質収支額である。うち 2 億円は、法第 233 条の 2 による基金積み立てを 6 年度に予定している。

(参照:「歳入歳出決算付属書類」 p 76 令和 5 年度実質収支に関する調査)

歳入・歳出予算額に対するそれぞれの収入率及び支出執行率の状況は「別表①」の表-1 の合計欄のとおり、収入率は 94.5%、執行率は 92.7%で、前年度数値(収入率 93.9%、執行率 92.3%)を上回った。

なお、これらの率の内容は「別表③一般会計決算状況(款区分)」(資料 p 3～)にも歳入・歳出の款別の状況を示しているのでご覧いただきたい。

前年度より上回ったものの、これら収入率等は低いと判断しており、その要因に繰越明許費等の影響が見受けられる。前年度からの繰越明許費等の予算額と収支額との差、また翌年度への繰越明許費となる現年度予算の未執行額や収入未済額などがあげられる。

前年度からの繰越明許費等の収入率や執行率は「別表③」の右の列に表示している。

なお、参考に収支の表のそれぞれの下段に、翌年度への繰越明許費等を仮に 100%執行した場合には、収入率は 99.7%、執行率は 98.3%と適正と思われる数値範囲となることも試算してみた。

(2) 普通会計について

一般会計決算書の数値と異なるが、財政分析上の数値等が把握できる「普通会計」(本町の場合、一般会計とへき地診療所会計間の調整をした会計)の状況について、財政所管課からの資料と説明を聴取したので次のとおり要点を取りまとめて報告する。

① 財政規模の推移と性質別分析

歳入総額は 181 億 5078 万 8 千円で前年比 3.9%の減であった。うち自主財源は、基金繰入金が増額となったことにより、前年比 29.8%の増の 40 億 6,578 万 4 千円となり、歳入総額の 22.4%の構成比で令和年代に入って最高の率を示している。しかし、この傾向は基金には限度があることから、これ以上自主財源比率が増えることは予測できない状況にある。一方、依存財源の筆頭である地方交付税は 42.4%の構成比を示すなど、これに国・県補助金や地方債などに財源を求めている財政運営は将来も続くとも予測される。ちなみに町税の歳入総額に占める割合は、8.4%にとどまっている。(参照：財政資料 P11)

歳出総額は 178 億 1,047 万 9 千円で、前年比 4.0%の減であった。支出内容の性質別分析であるが、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が歳出総額の 39.9%を占めており、一見、財政の硬直化現象かと思われるが、その内容は人件費、扶助費が減り、公債費が繰り上げ償還金の影響で 27.0%もの増となり、義務的経費の決算額は前年比 8.1%の増となったもので、この現象は一時的なものと推察している。投資的経費は、災害復旧事業費と普通建設事業費ともに大きく減額となり、前年比で 23.8%の減となる決算であった。

(参照：財政資料 P12)

② 経常収支比率

経常収支比率は、収入の経常一般財源が前年比で 4.1%の増額ということだが、繰出金、公債費、補助費等の経常一般財源の支出も増額となり、前年比で 0.7 ポイント増の 89.4%と財政の硬直化が若干進んでいる結果となった。

(参照：財政資料 P13-14)

(3) 特別会計について

令和 5 年度の特別会計の状況であるが、「別表②特別会計の決算状況」(資料 p2)に示すとおり、西郷歯科診療所会計が新たに加わり、12 全会計の単純合計金額は歳入決算総額が 46 億 6,058 万 2 千円(前年比 9.1%増)、歳出決算総額は 45 億 3,876 万 6 千円(同 6.8%増)となっている。(参照：財政資料 P10)

全会計において黒字決算となっているが、特筆すべきは、診療所の 6 特別会計と訪問看護事業特別会計で収支差引残高がゼロとなっていることである。これは、6 年度において隠岐広域連合へ経営移管することから、一般会計からの繰出金を調整して繰越金の発生を抑制したことによるものである。

また、下水道事業会計は、地方公営企業法の適用で令和 6 年 4 月から公営企業会計となることから、会計整理期間が無い 3 月末日をもって打ち切り決算を行っている。この結果、当会計の収入率は 77.1%、支出執行率は 72.3%の決算状況となった。

これら特別会計に対する一般会計からの繰入金の状況は、財政資料 p 8 の表の右欄で繰入金の額が、また「別表②特別会計の決算状況」では繰入金の年度比較が表記されている。年度比較で、西郷歯科診療所は新設だから皆増であるが、下水道の 8,278 万円の増は目立つ金額である。

第 3 審査意見

1. 予算執行率等について

前述の「第 2 - 2 財政状況について」で述べたとおり、予算に対する収入率 94.5%、執行率 92.7%と、それぞれの率は低いと判断し、この要因を調査した結果、繰越明許費の低率による影響と予算編成上の課題とがあることが明らかになった。

まず繰越明許費の件だが、「別表⑤ 繰越明許費等の決算状況」(資料 p 17～)で繰越明許費の予算(前年度繰越明許費繰越計算書による)と決算額の動向を調査したものである。予算 11 億 8,470 万円に対し、収入額は 10 億 9,046 万 5 千円(収入率 92.0%)、支出額は 10 億 6,310 万 4 千円(執行率 89.7%)と、繰越時に予定していた事業内容の見直しなどで事業費が 1 億 2,159 万 6 千円と予算不用額が発生している。繰越明許費は事業年度に増減額の予算補正ができないことから、不用額の発生は起こりえるが、収入となる財源の決算状況も事業費の減に伴い国・県補助金や地方債も減額となっている。

また、ここ数年の決算において、一般会計だけでも 20 事業以上の繰越事業の件数が発生し、町道整備事業などでは、繰越事業の常態化とも思える予算執行上の悪循環を懸念するものである。

繰越事業の影響は、当初予算計上事業における事業の発注時期がだんだん遅れてくるなど、繰越事務の労力だけでなく起債や地方交付税の関係などで財政面にも影響を及ぼすことから注意を要するものと思われる。

また、予算編成上の課題も見受けられた。歳入において収入額と予算額との差額が生じている決算については、詳細な内容調査までできなかったが、調定額の変更と予算額との連動が見受けられず、年度中途の変更に対して適正な補正予算が編成されていないことが見受けられた。特に特定財源の増減は、歳出の事業費の変更あるいは財源組替など適宜対応すべき事項であると判断している。

今年度の決算でも、人件費や会計間の繰出金の不用額が特に目立った。繰出金の不用額自体は直接住民福祉に関係は無いが、整理して頂きたい。また、歳出において少額でも事業中止となった予算の整理がなされていないことが気になったところである。予算補正できなかったのか、しなかったのか、或いはうっかりし忘れたのか、このところが大変重要になる。

歳出予算の未執行や多額な不用額が生じることは、予算審議を行った議会や住民に対して信頼を損なうことになるので、今後の予算編成において十分留意いただきたい。

2. 税等の滞納処理について

収入未済額の概要は、次のとおりである。なお、詳細は「別表④ 収入未済額一覧表」(資料 p 5～)をご覧ください。

なお、決算審査をする中で、収入未済額については次の特異な事例があったので、決算数値を説明する前にご了解いただきたい。

- ① 一般会計の決算書の収入未済額は 4 億 2,424 万 9 千円と多額であるが、このうち翌年度へ繰越事業となった(繰越明許費等)財源の国・県支出金の調定をしたものの年度内に収入が無かったものを含んでいる。同様に、繰越事業が発生した下水道会計も同様である。

町民の滞納額の実態(実質収入未済額)を調査するうえでは、繰越明許費等の収入未済額は差し引いて処理することにした。

- ② 4 年度まで一般会計で、諸収入の生活保護費返還金における調定額は、返還金に履行期限を設けその属する年度で調定していたため、決算書上の収入未済額と実際の収入未済額(返還金未済額総額)とは異なっていたが、5 年度決算から全額調定に変更した。
- ③ 国保、後期高齢者医療の保険料の収入未済額には、調定減額後に行う還付すべき金額が未処理(還付未済額)のまま含まれていて、実際の収入未済額とは異なっている。この還付未済額は収入未済額に加算する処理を行った。

- ④ 下水道事業においては打ち切り決算を行ったので、収入未済額の内容が通常年と異なり、実質的な滞納額の把握は困難な状況である。
- ⑤ 一般会計において明らかな調定誤りが 3 件見つかったが決算を閉めた後であり修正はできないことから 6 年度において調整する旨を確認し、そのまま決算書を認めた。

表：収入未済額の調整内容

(単位:千円)

会 計	決算書の 収入未済額	うち繰越明許 費等財源	調整分	実質収入未済 額(滞納額)
一般会計 (資料 p 12)	424,249	△379,451	△165 (調定誤り)	44,633
国保会計 (資料 p 13)	15,839		還付未済額 255	16,094
下水会計 (資料 p 15)	274,737	△251,325	0	23,412
後期高齢者医療会計 (資料 p 16)	320	0	還付未済額 225	545
合 計	715,145	△630,776	315	<u>84,684</u>
※下水を除く計	440,408	△379,451	315	<u>61,272</u>

(参考)4 年度の状況

会 計	決算書の 収入未済額	うち繰越明許 費等財源	調整分	実質収入未済 額(滞納額)
一般会計	664,663	△616,980	1,290 (生保調整)	48,973
国保会計	17,743		還付未済額 50	17,793
下水会計	141,131	△139,119	0	2,012
後期高齢者医療会計	401	0	還付未済額 230	631
合 計	823,938	△756,099	1,570	<u>69,409</u>
※下水を除く計	682,807	△616,980	1,570	<u>67,397</u>

税等の滞納額と決算書上の収入未済額との違いがあることは、前述のとおりであり、精査の結果、町税など住民から徴収すべき収入未済額は、全会計で8,468万4千円と試算しているが、下水道会計は前述のとおり特異な決算であることから、下水道会計を除いた実質収入未済額の6,127万2千円で整理する。4年度金額6,739万7千円と比較すると612万5千円の減額となったのは喜ばしいことである。

これに別途監査報告を行う水道会計の水道料等の収入未済額5,317万2千円(滞納額推計では1,696万5千円)を加えると合計で1億3,685万7千円にもなることも忘れてはならない。(滞納推計額は1億16万9千円)

収納については、徴収対策本部を中心にした職員の努力によって次の表のとおり現年分、滞納分ともに徴収率が向上しており、評価に値するものである。

表：収納率の状況（徴収対策本部資料より）（単位：％）

区 分		R3 年度収納率	R4 年度収納率	R5 年度収納率
税 等 の 公債権	現年分	99.3	99.3(99.3)	98.6(99.3)
	滞納分	29.9	28.7(28.6)	26.6(26.5)
	計	97.0	97.2(97.1)	96.8(97.4)
水 道 料 等 の 私 債権	現年分	93.3	93.6	93.5
	滞納分	52.8	60.8	63.7
	計	88.0	89.9	90.4
合 計	現年分	97.8	98.0(97.9)	97.4(97.8)
	滞納分	43.2	46.8(47.0)	48.2(48.5)
	計	94.7	95.4(95.2)	95.2(95.5)

注) R5/R6 年度欄の () は下水道を除く収納率

不納欠損処理については法的根拠に基づいて適正な処理が行われており、令和2年度に私債権の整理を行ったことから、下表のとおり減少している。

しかし、前年度より減少しているものの379万4千円もの債権を放棄したことは事実であり、特に地方税法第18条による時効による債権の消滅だけではできるだけ避けて頂きたく、今後も公平公正な徴収業務を心掛け、一層の工夫と努力によって早期の徴収を行うこと。また、滞納者の状況は数人の大口滞納者の金額が相当なウエートを占めていることや、新規の滞納者が発生していることが調査によって判った。より一層、徴収業務に努力するよう望むものである。

表：不納欠損額の推移

(単位：千円)

会 計	R2	R3	R4	R5
一般会計	22,304	3,409	4,620	2,590
国保会計	1,938	2,740	685	1,093
下水会計	203	216	34	57
後期高齢者医療会計	209	396	82	54
合 計	24,654	6,761	5,421	3,794

収入未済額の処理について、意見を付け加える。

冒頭、決算計数で述べた①の繰越事業費等における国県支出金の収入未済額の件についてであるが、国の予算枠により複数年度にわたる収入額の把握は困難と推察され、この件の予算措置については収入調定事務のミスとは判断しなかったが、決算処理の取り扱い、調定事務の時期については検討の余地があると考えているので、関係課はより正確な金額を把握するよう努力頂きたい。

3. 財政の健全化等について

(1) 経常一般財源の動向などについて

普通会計において、経常一般財源(89 億 1,705 万 1 千円)の 86.3%を占め、今年度の収入総額の 42.4%を占める地方交付税の動向は、町の財政状況を左右するものである。普通交付税(68 億 4,656 万 5 千円)は、前年比で 3 億 2,660 万 1 千円増額(5.0%増)、特別交付税(8 億 5,350 万 9 千円)は 3,316 万 9 千円の減額で地方交付税合計では 77 億 7 万 4 千円と前年比で 2 億 9,343 万 2 千円の増額、4.0%の伸びとなった。

地方交付税に関連して臨時財政対策債を 3,480 万円発行しているが、前年比で 3,860 万円減額となっている。

一方、歳出では公債費において繰り上げ償還金(4 億 165 万 7 千円)を行ったこと、近年の公共事業の財源に発行した起債の元金償還が発生したことから 30 億 2,341 万 7 千円の歳出額で前年比 6 億 4,186 万 7 千円(27.0%)の増となった。

繰り上げ償還など償還額が新規発行額を上回ったことから年度末の町債残高は 281 億 3,764 万 2 千円と前年度より 10 億 8,728 万 5 千円の減額となった。

人件費や扶助費が減となったものの、前述の公債費の増によって義務的経費は 8.1%の増となるなど経常収支比率は 89.4%と、ここ 10 年間で一番高い数値を示し財政構造の硬直化が懸念され、予断を許さない財政状況と推測している。

真に住民のためとなる多種多様な経済対策や定住対策などの行政施策を展開するために、財源の確保と、経費節減を図り、効果ある事務事業の執行に努めていただきたい。

(2) 基金について

前述の財政状況から財政調整基金を 4 億 2,158 万 9 千円、減債基金を 3 億 3,000 万円繰り入れて財源に充当している。年度末残高は財政調整基金が 8 億 5,854 万 1 千円、減債基金は 14 億 1,264 万 5 千円となった。

目的基金においては、地域振興基金で 1 億 8,076 万 6 千円を繰り入れて、県立高校の寮整備事業や航空路・航路の旅客運賃低廉化事業など 11 件の地域振興事業を展開した。ふるさと隠岐の島応援基金では 2,379 万 3 千円を繰り入れて、竹島対策事業や教育関係事業など 5 件の事業の財源に活用された。一方、寄付金を財源にして 4,591 万 6 千円を積み立て、年度末残高は 1 億 5,183 万 2 千円となった。寄付者の意向を尊重し、一層の有効活用を望むものである。

(参照：「歳入歳出決算付属書類」 p 146 4. 基金 普通会計の欄)

普通会計の基金の年度末残高は 41 億 7,622 万 3 千円となっている。

自主財源が乏しく厳しい財政状況を踏まえ、将来の財政運営を的確に見越したうえで、それぞれの基金保有額の検討を含め、地域活性化のために積極的な基金の有効活用を望むものである。

(3) 一般会計から特別会計への繰出金等について

公営企業会計の水道事業、新年度からの下水道事業、また、隠岐広域連合に経営移管した各診療所会計など一般会計からの負担は繰出金から負担金に変更されるなど新たな財政仕組みの中で事業が展開されることになる。

各会計の運営・経営状況を適正に判断し、適切な予算編成と事業展開を心掛けて頂きたい。

以上、令和 5 年度一般会計、特別会計の決算審査の報告をいたします。

令和 6 年 8 月 3 0 日

隠岐の島町監査委員 嶽 野 正 弘
同 米 澤 壽 重



令和5年度隠岐の島町基金運用状況の審査

第1 審査の概要

1、審査の対象

地方自治法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査は、特定の目的のために定額の資金を運用する次の基金について審査を行った。

(1) 用品調達基金

(2) 土地開発基金

2、審査の期間

令和5年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

基金の設置目的に沿った運用がなされているかどうか、定額資金の一年度間の増減異動状況について審査を行った。

第2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された基金の運用状況は表のとおりであり、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正と認められた。

(1) 用品調達基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
現金	820	20,064	20,303	581
物品	180	20,303	20,064	419
計	1,000	40,367	40,367	1,000

(2) 土地開発基金

(単位：千円)

区分	前年度 現在高	決算年度中増減額		決算年度末 現在高
		増	減	
現金	115,915	10,017	104,742	21,190
土地	165,397	104,742	10,017	260,122
計	281,312	114,759	114,759	281,312

2、意見

(1) 用品調達基金

用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的に設置された基金。

今後も施行規則を順守した運用に心掛けていただきたい。

(2) 土地開発基金

5年度において、1億474万2千円の公共用地を先行取得した。

公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的に設置された基金であるが、将来の基金の需要額を見据え、基金総額を含め今後のあり方について検討をいただきたい。

以上、令和5年度隠岐の島町基金運用状況の審査の報告をいたします。

令和6年8月30日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘

同 米澤壽重

令和 5 年度隠岐の島町財政健全化の審査

第 1 審査の概要

1、審査の対象

財政健全化法第 3 条の規定により提出された、令和 5 年度普通会計における健全化判断比率、及びその算定基礎となる事項を記載した書類

2、審査の期間

令和 5 年度隠岐の島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査期間と同じ

3、審査の手続き

健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四項目について、その算定基礎及び比率が適正に作成されているかどうか審査を行った。

第 2 審査の結果及び意見

1、審査の結果

審査に付された健全化判断比率は表のとおりであり、その算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	隠岐の島町比率	早期健全化基準	備 考
①実質赤字比率	—	13.60%	
②連結実質赤字比率	—	18.60%	
③実質公債費比率	12.1%	25.00%	
④将来負担比率	135.4%	350.00%	

2、意見

①実質赤字比率、及び②連結実質赤字比率は、黒字決算であり問題はない。

③実質公債費比率 12.1%は、前年度数値の 11.5%より 0.6 ポイント上昇しているが、早期健全化基準範囲内であり問題となる数値ではない。

④将来負担比率 135.4%は、前年度数値の 137.4%より 2.0 ポイント下降しており、数値は早期健全化基準範囲内であり問題となる数値ではない。

よって是正改善を要する事項はありません。

しかし、公債費関係の財政指標は、今後も上昇傾向が予測されることから、繰り上げ償還など、現財政状況においてできる財政措置について、常に検討願いたい。

以上、令和5年度隠岐の島町財政健全化の審査の報告をいたします。

令和6年8月30日

隠岐の島町監査委員 嶽野正弘



同 米澤壽重

